

令和6年度 第2回 瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会 会議要旨

- 日 時：令和7年2月18日（火） 13時30分から16時00分まで
- 場 所：瑞浪市役所（全員協議会室）
- 出席者：秋山晶則、澤井計宏、豊田富士人（オンライン）、中井正幸、臼田寿生、加藤博一
棚橋哲夫、苅谷 菜々子
水野義康、砂田普司、河野和弘（事務局）
株式会社イビソク（計画策定支援業務の受託業者：2名）、傍聴者無し

■内容

1. あいさつ

スポーツ文化課長あいさつ（内容は省略）

2. 意見・助言を求める事項

1) 中山道整備基本計画 素案の内容について

事務局より【資料1】を用いて第1章から第4章について説明。また、内容が多岐に渡るため、後日でも良いので意見等をいただくよう依頼した。

（出席者からは特に意見・助言無し）

続いて、事務局より【資料1】を用いて第5章第1節（基本理念と基本方針）、第2節（計画の骨子）について説明し、意見・助言を求めた。

（出席者からの意見・助言は以下の通り）

《基本理念について》

- ・地域の生活道路となっている点を考慮して安全性や利便性について言及した方が良い。また、魅力の「発信」より「伝承」や「継承」などの文言を用いると継続性がイメージしやすい。
- ・基本理念を、例えば「持続可能な地域環境に配慮した道路保全と、現況を活かした魅力の継承」としてはどうか。

《基本方針について》

- ・方針1について、もう少し具体的にイメージできるよう「現状維持」、「原状回復」、「環境または景観への配慮」という文言を入れてはどうか。
- ・方針3について、「石仏」という文言は下の括弧内にも記載があるので、より対象を広げるために「地域伝承」などの文言を用いてはどうか。
- ・方針4について、普段中山道を訪れることの無いような市民、あるいは外部に対して、なぜこのような取り組みを行っているのか、周知の方法や広報戦略についての言及があると良い。

- ・方針4についてはこのままとし、方針5として中山道を訪れることの無いような市民や外部への情報発信を加えてはどうか。また、今後のサイン計画にも連動してくるため、観光との連携についても言及した方が良い。

≪計画の骨子について≫

- ・49頁の記載内容と50頁の表にそれぞれ番号を振るなどして、関連性を可視化してほしい（分かりやすい表現にしてほしい）。
- ・49頁の≪活用整備≫の説明文に「学校との連携」の文言が抜けているので、加えてほしい。具体的には、「また、史跡を体感できるよう、“地域や学校と連携しながら”わかりやすい～」としてはどうか。また、④に記載があるのはハード面のことだけなので、⑤としてソフト面の取り組み等についても記載してほしい。
- ・50頁の表の「保存整備」中の「街道・石畳の保存」欄には「樹木の管理」の文言を加えた方が良い。
- ・「樹木の伐採」の文言を加えるのであれば、来訪者のために「眺望の確保」等の文言も加えてほしい。
- ・50頁の3つ目の◎について、「学校教育等との連携」とあるが、「ボランティア」の文言も追記した方が良い。
- ・50頁の表に記載するかは検討を要するが、サイン計画や仕様にかかる内規等（デザインの統一性、説明の内容の基準、子供向け・外国人対応をどうするかなど）を作成しておくことが望ましい。

2) 街道の整備手法について

事務局より【資料1】と【資料2】を用いて、第5章第3節（個別の整備内容）のうち

(1) 街道整備について説明を行い、意見・助言を求めた。

(出席者からの意見・助言は以下の通り)

- ・計画素案【資料1】や検討資料【資料2】には緩斜面や急斜面との文言があるが、「緩斜面」と「急斜面」を客観的に判断できるよう目安となる角度を記載して定義づけした方が良い。また、構造物を設置等する場合、どの程度の間隔を設けるのかも記載してほしい。
- ・検討資料【資料2】に複数の整備手法が図示されている場合、各手法のメリット、デメリットを記載した方が良い。また、条件によっては採用できない工法もあるため、整理が必要である。
- ・工法の検討にあたっては林道規定等を参考にするとよい。
- ・「ハニカム構造物」という文言は一般的ではないと思われる。一般的には「砂利舗装安定材」ではないか。また、資料内で「路面保護」や「ハニカム材」、「碎石保護材」など表現にブレがあるため、適切かつ統一的な表現としてほしい。
- ・「景観性に配慮」としているが、碎石材もハニカム材も往時の見た目、景観ではないため、

表層の保護と景観性のどちらを優先するか検討が必要である。また、人だけが通るか、車両の乗り入れがあるかによっても選択は変わる。

- ・ 検討資料【資料2】の2頁、図1の②に示されているゴム製仕切り板については、路面から出る高さを7cmから10cmとするのが望ましい。また、③として示されている手法（木材・擬木製品等）についても高さ7cm以上が望ましいが、この場合は車両の通行に支障があると思われるので、枕木を用いて溝を形成する工法等に変更してほしい。
- ・ 検討資料【資料2】の4頁、図2に示されている工法については、路面と法面の整備を一体的に行うことが望ましい。なお、この法面保護工には、植生土のうよりもかご枠に石を詰める工法の方が安定すると思われる。また、じゃかごに植生をもたせた工法もあるため検討してほしい。
- ・ 法面の整備手法として3つの手法が示されているが、素掘り水路を一定量の水が流れるのであれば丸太組、植生土のうを用いる工法は好ましくない。また、写真8は植生土のうがイメージしやすい写真とは言えないので、適切な写真に差し替えてほしい。
- ・ 素掘り水路に石材を充填しても、大雨により石材が流失する可能性が高い。じゃかごを一定間隔で階段状に設置する工法（段落とし）を検討してほしい。
- ・ 図4の土充填箇所が法面保護工と接する部分（図4のうち法面保護工の上部の部分）の排水対策を検討する必要がある。
- ・ 検討資料【資料2】の7頁、景観グレーチング（写真13）については排水機能の確保、費用の観点から望ましくない。U字溝（写真12）写真13については景観対策として着色または小石を固めたような素材（ポーラス型）とすることも検討してほしい。仮に蓋が必要なのであれば、車両通行時の退避場に限定するなど使い分けが必要である。
- ・ 検討資料【資料2】の8頁、図4に示されている工法は、落ち葉等による側溝の埋没という観点から好ましくないため、再検討してほしい。

3. その他

次回懇談会を5月または7月に開催予定であること、また開催にあたっては文化庁調査官も出席できるよう日程調整を行う予定であることを説明した。